

ちゅうぎんID利用規定

(2025年2月18日現在)

第1条 定義

「ちゅうぎんID」とは、お客さまが、本サービス(第4条に定めるサービスをいいます。)を利用するにあたって必要となる、本サービスに共通するID(ちゅうぎんIDに登録したユーザー名またはユーザー名の代わりに使用する代表口座の店番号および口座番号をいいます。)を提供するサービスです。

第2条 対象

当行は、当行に開設した普通預金口座(総合口座取引の普通預金を含みます。以下「普通預金口座」といいます。)について発行した中銀キャッシュカードをお持ちの個人(含む個人事業主)の方を対象に、ちゅうぎんIDを提供します。なお、第9条第3項または第4項のいずれかに該当する方はご利用いただけません。

第3条 規定の適用範囲

ちゅうぎんID利用規定(以下「本規定」といいます。)は、ちゅうぎんIDを利用する方ご本人(以下「利用者」といいます。)に適用されます。

第4条 本サービス

(1) 本サービスとは、当行が、パーソナルコンピューター(インターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えた端末(スマートフォン等)を含みます。)を通じて提供する以下の内容のサービスをいいます。なお、当行は、本サービスの内容を追加することがあります。また、当行は、法令が変更された場合、システム障害が生じた場合、通信網に障害が生じた場合、天災や事変などの非常事態が発生したまたは発生するおそれがある場合、その他営業上やむを得ない事由が生じた場合に、本サービスの全部または一部について、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を行うことがあります。

A.口座情報連携サービス

B.その他当行所定のサービス(所定のサービスに関する電子メールまたはショートメッセージ等での連絡を含みます。)

(2) 当行は、これらのサービスを提供している会社に重大な法令違反行為が認められた場合等、利用者保護の観点から必要であると判断した場合、利用者に事前に通知することなく該当サービスへの連携を停止、または中止することがあります。

第5条 ちゅうぎんIDのユーザー登録等

(1) 第2条のお客さまが、ちゅうぎんIDを利用するには、本規定に同意のうえ、当行所定の方法(当行ホームページからの登録等)によりユーザー登録を行う必要があります。なお、当行所定の基準により、

店頭でのユーザー登録をお願いする場合があります。ユーザー登録の際は、お客さまご自身の使用する電子メールアドレスや、代表口座(第3項の代表口座をいいます。)への電話番号登録が必要になります。

(2) お客さまは、ユーザー登録の際、次回以降のログインに必要な「ユーザー名」と「パスワード」を設定するものとします。

(3) ユーザー登録時に入力した普通預金口座は、ちゅうぎんIDの代表口座として取扱います。代表口座に対して登録できるユーザー名は、お一人さまにつき1つとさせていただきます。

サービス利用口座とは、本サービスを利用できる、代表口座以外の口座をいいます。利用者は、当行所定の手続きを行うことにより、サービス利用口座を登録することができます。なお、代表口座と同一店の口座のうち、当行所定の条件に合致する口座は、サービス利用口座に自動的に登録されます。また、以下の各号に該当する場合、当該各号に記載された口座は、代表口座と同一店でない口座であっても、サービス利用口座に自動的に登録されます。

(ア) 利用者が、ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービスに登録されている口座(以下、「インターネットバンキング登録口座」といいます。)のうち、普通預金口座を、ちゅうぎんIDの代表口座として登録した場合 当該口座以外のインターネットバンキング登録口座

(イ) 利用者が、利用者と同一名義で投資信託、公共債または各種ローン取引をしている場合であって、以下に該当する場合

(a) 投資信託口座、債券口座または各種ローン口座を、ちゅうぎんIDのサービス利用口座として登録した場合 当該取引にかかる指定預金口座または返済用口座

(b) 投資信託、公共債または各種ローン取引にかかる指定預金口座または返済用口座を、ちゅうぎんIDの代表口座またはサービス利用口座として登録した場合 当該投資信託口座、債券口座または各種ローン口座

(4) 利用者は、自己の責任において、ちゅうぎんIDで使用する共通のID、パスワードおよびユーザー登録時に使用した電子メールアドレスを厳重に管理・使用するものとします。また、共通のIDおよびパスワードを第三者に貸与、譲渡、売買、質入等をしないものとします。

(5) 利用者は、ちゅうぎんID、本サービスまたは当行の事業の運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為をしないものとします。

第6条 本人確認

(1) ちゅうぎんIDのログインにあたっては、ユーザー登録時に登録したユーザー名とパスワードを、パーソナルコンピューターより当行に送信するものとします。ユーザー名の代わりに代表口座の店番号および口座番号を使用することもできます。

(2) 当行が前項により送信されたパスワード等と当行に登録されたパスワード等の一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。

A. ちゅうぎんIDの利用者本人の有効な意思による申し込みであること。

B. 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

(3) 当行が前項の確認をして取扱いした場合、パスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。パスワード等を失念したり、他人に知られたような場合は、直ちに当行まで届け出てください。なお、当行への届け出前に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

(4) 利用者がパスワードを失念した時は、再度、ユーザー登録を行うことでパスワード再設定を行うものとして扱います。

(5) 本サービスの利用にあたり、利用者の口座情報やパスワードが当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合は、その時点で当行は本サービスの利用を当行所定の範囲で停止します。本サービスの利用を再開するには、以下の手続きを行ってください。

A. 口座情報(キャッシュカード暗証番号等)が誤って入力された場合
書面等所定のお手続によって、「規制解除」の手続きを行ってください。

B. パスワードが誤って入力された場合
画面上で、パスワードの再設定を行ってください。

第7条 届出事項の変更等

(1) 届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 届出事項変更の届出がなかったために、当行から通知または送付する書類等に未着・延着が発生しても、通常到達すべきときに到着したものとみなして取扱います。

第8条 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、原則として本サービスはご利用いただけません。直ちに補助人・保佐人・成年後見人・成年後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によってお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、原則として本サービスはご利用いただけません。直ちに任意後見人・任意後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、原則として本サービスはご利用いただけません。前2項と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

第9条 ユーザー登録の解除等

- (1) 利用者は、当行所定の手続きをとることにより、いつでもユーザー登録の解除ができるものとします。
- (2) ちゅうぎんIDの代表口座が解約された場合(相続に伴う名義変更がなされた場合を含みます。)、ユーザー登録が解除されます。
- (3) 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも利用者に事前に通知することなく、ユーザー登録を解除することができるものとします。
- (ア) 支払停止、破産等の申し立てがあったとき。
- (イ) 手形交換所(これに準ずる施設を含む)の取引停止処分を受けたとき。
- (ウ) 利用者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、あるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
- (エ) お客さまが住所変更等の届出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。
- (オ) 利用者が本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (4) 前2項のほか、次の各号のいずれかに該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は利用者に通知することによりユーザー登録を解除することができるものとします。
- (ア) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
- (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (イ) 利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合。
- (a) 暴力的な要求行為。
- (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。
- (e) その他前各号に準ずる行為。

第10条 個人情報の取得と利用

当行は、お客さまがユーザー登録において入力する情報、ならびに本サービス利用内での取引および操作・閲覧等に関する情報を取得し、当行が別途公表する「個人情報の利用目的について」に定める利用目的に沿って利用します。

第11条 各種書類の電子交付

- (1) ちゅうぎんIDを登録すると、郵送されていたお知らせ・ご案内等の各種書類が、「ちゅうぎん電子交付サービス利用規定」による電子交付に変更されます。
- (2) お知らせ・ご案内等の各種書類が電子交付されると、ちゅうぎんIDに登録した電子メールアドレスに通知が行われます。
- (3) ちゅうぎんIDの登録が解除された場合、電子交付も停止されます。
- (4) 電子交付されるお知らせ・ご案内等の各種書類の一覧、その他、電子交付に関して本規定に記載されていない事項に関しては「ちゅうぎん電子交付サービス利用規定」が適用されます。

第12条 規定の変更

- (1) 当行は、本規定を、ちゅうぎんIDの仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者が本サービスを利用する目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページで公表し、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第13条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定等、通帳発行形態に関する特約、中銀キャッシュカード規定により取扱います。

第14条 合意管轄

本サービスに関する争訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第15条 その他

本サービス上の特定のサービスには、別途規定を定めることがあります。この場合、利用者は、当該サービスを利用する際には、本規定および当該サービスに係る規定に従うことに同意します。

以 上